

番号	1.
項目	<p><u>特区民泊の認定が大阪市が全国の9割以上を占めていますが、その原因を説明してください。</u>また、中国系の事業者が4割以上だと報道されていますが、その実態と原因を教えてください。</p>
(下線部について回答)	
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話: 06-6469-5156

番号	1.
項目	特区民泊の認定が大阪市が全国の9割以上を占めていますが、その原因を説明してください。また、 <u>中国系の事業者が4割以上だと報道されていますが、その実態と原因を教えてください。</u>
(下線部について回答)	
<ul style="list-style-type: none">特区民泊の申請にあたり、申請者個人や法人代表者の国籍の記載は求めていないため、中国系事業者の割合は把握しておりません。	
担当	健康局 生活衛生部 生活衛生課 電話：06-6208-9981

様式2-2

番号	2.
項目	特区民泊・新法民泊の新規受付をただちに停止してください。
(回答)	
	<p>特区民泊の新規受付の終了にあたっては、弁護士等からの「一定の経過措置期間が必要」との意見を踏まえ、現在申請準備を進めている事業者への影響に配慮するとともに、過度な経過措置期間が政策効果を損なう可能性があることも考慮し、内閣総理大臣による区域計画変更案の認定（令和7年11月28日）から6か月程度の経過措置期間を確保することが妥当と考えています。</p> <p>また、新法民泊は、国の「住宅宿泊事業法施行要領」において「本法は住宅宿泊事業を適切な規制の下、振興するというものであり、本法に基づく条例によって年間全ての期間において住宅宿泊事業の実施を一律に制限し、年中制限することや、都道府県等の全域を一体として一律に制限すること等は、本法の目的を逸脱するものであり、適切ではない。」と示されており、大阪市全域での新規受付停止は困難であると考えています。</p>
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5156

様式2－2

番号	3.
項目	すべての民泊施設の実態を調査し、違法民泊を取り締まってください。
(回答)	
	<ul style="list-style-type: none">・ 現在、迷惑民泊根絶チームにおいて、特区民泊全施設の営業実態調査を実施中であり、調査の分析結果等を踏まえて、重点的な監視指導を行ってまいります。・ また違法民泊の対策につきましては、引き続き違法民泊撲滅チームにおいて積極的に取り組み、地域住民の安全安心につなげてまいります。
担当	健康局 生活衛生部 生活衛生課 電話：06-6208-9981

様式 2-2

番号	4.
項目	苦情相談窓口などの体制を強化するとともに、区役所にも相談窓口を設置してください。
(下線部について回答)	
・ 保健所において迷惑民泊根絶チームを11月に立ち上げており、今後、苦情対応及び監視指導を強化してまいります。	
担当	健康局 生活衛生部 生活衛生課 電話: 06-6208-9981

様式 2－2

番号	4.
項目	苦情相談窓口などの体制を強化するとともに、 <u>区役所にも相談窓口を設置してください。</u>
(下線部について回答受付) 保健所の他、環境局、経済戦略局等においても、特区民泊に関する問い合わせ窓口を設置しており、引き続き対応を続けてまいります。	
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話 : 06-6469-5156

様式2－2

番号	5.
項目	大規模災害時の民泊宿泊者を含めた防災計画を市民に説明してください。
(回答)	
	本市では、市民はもとより、外国人旅行者などの来阪者及び事業者の生命、身体、財産を保護すること等を目的に、地域防災計画を作成し、市ホームページ等で公表するなど、広く周知をしているところです。
	地域防災計画に基づき、災害時においては、多言語による災害情報の発信や、ホテル・旅館と協定を締結し、一時滞在施設を確保するなどの取組みを行っており、引き続き、外国人旅行者に対する安全対策を進めてまいります。
担当	危機管理室 危機管理課（防災計画グループ） 電話：06-6208-7385 経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5156

様式2－2

番号	6.
項目	大阪市は特区民泊から離脱してください。
(回答)	
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話 : 06-6469-5156

様式 2－2

番号	7.
項目	大阪市がすすめる空家等対策について、民泊に転用されない対策をしてください。
(回答)	
大阪市では区役所を拠点に関係局と連携して、空家法に基づき居住その他の使用がなされていないことが常態である空家等のうち、適切な管理が行われていないことにより周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある特定空家等及び管理不全空家等について、その所有者等に対して状態を自主的に改善するよう指導等を行っています。	
また、特区民泊については、番号 6 でお答えしましたとおり、令和 8 年 5 月 29 日をもって、特区民泊の新規受付を終了します。新法民泊については、住宅を活用した民泊の適正な運営確保などを目的とする「住宅宿泊事業法」に基づき全国で導入された制度であり、空家を民泊に転用しないことを本市独自に判断できるものではないと考えています。	
担当	計画調整局 建築企画課 電話 : 06-6208-8759 経済戦略局 観光部 観光課 電話 : 06-6469-5156